

三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業

事業の内容

家庭内での子育てを希望する方の経済的負担を軽減し、安心して希望する子育てができるよう応援します。

補助額

乳幼児1人につき、30,000円/月額（1月未満の場合は日割を行います）

※毎年4月・8月・12月に、前月分までの補助金をまとめて交付します。

※産後休暇中に給料等の支給を受けている場合、当該受給期間中は補助対象外です。

対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ①出生の翌日から起算して57日目以降1歳未満の乳幼児を、保育所等を利用せず家庭内で保育していること
- ②申請者及び乳幼児が町内に住民票があり、居住していること
- ③申請者及び配偶者が育児休業給付金等を受給していないこと

※ただし町税等を滞納している場合など、所定の事由に該当する場合は補助対象外となります。

申請の案内

補助金を受けるためには、事前に書類を提出していただく必要があります。提出が遅れると、支給できない月が生じる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

申請手続き

①交付申請書の提出（申請者→町）

<添付資料>

- ・申請者、配偶者及び乳幼児の保険証の写し、両者の続柄が確認できる書類 など
- ※印鑑と振込先口座が確認できるもの（通帳等）をご持参ください。

②申請書類の審査、交付決定（町→申請者）

③支払請求書の提出（申請者→町）

④補助金の交付（町→申請者）

担当課

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝役場町民課（子ども支援室）

電話：43-3505 / ホームページ：<http://www.kosodate-misasa.jp/>

※該当される方は年度ごとに申請が必要です。詳細は担当課にお問い合わせください。